

## 綾瀬市土地区画整理事業助成要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業（以下「事業」という。）を施行する者に対し技術的援助を行うこと及び助成金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施行者 事業を施行する者又は施行予定者をいう。
- (2) 施行地区 事業を施行する土地の区域をいう。
- (3) 公共施設 道路、公園、広場、河川、水路、緑地及び下水道をいう。

### (助成の要件)

第3条 助成対象の要件は、施行地区の面積が2ヘクタール以上で、かつ、公共施設の面積が施行地区の18%以上でなければならない。ただし、市長が特に必要と認めめた場合は、この限りでない。

### (助成の方法)

第4条 助成は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 法第75条に規定する技術的援助
- (2) 法第4条第1項及び第14条第1項に規定する県知事認可に要する費用に充てるための助成金の交付
- (3) 前号の認可後における事業費及び用地費に充てるための助成金の交付

### (助成の対象)

第5条 助成対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 調査設計費、測量費及び換地諸費
- (2) 移転・移設費及び補償費
- (3) 公共施設整備費
- (4) 事務費（会議費及び事務運営費）
- (5) 文化財調査費

- (6) 公共施設の用地費
  - (7) その他市長が認める費用
- (助成金の額)

第6条 第4条第2号及び第3号に規定する助成金は、次に掲げる率により算出した額で、予算の範囲内で市長が定める額とする。

- (1) 第4条第2号に要する費用 100%以内
- (2) 第4条第3号に要する費用
  - ア 第5条第1号から第4号に要する費用 30%以内
  - イ 第5条第5号に要する費用 50%以内
  - ウ 第5条第6号の公共施設(歩道、施行面積の3%を超える公園及び調整池(独立して整備するもの。))に限る。)を整備するための用地費 30%以内
  - エ 第5条第7号に要する費用 100%以内

2 前項各号に規定する費用のうち、法第120条第1項に規定する公共施設管理者の負担金を受け取る部分については、この要綱による助成の対象としない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が助成を行う必要がないと認めるときは助成を行わない。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1号の場合 土地区画整理事業技術的援助申請書(第1号様式)(ただし、事業に対し1度の申請で事業完了まで有効とみなす。)
- (2) 第4条第2号の場合 規則第4条の規定に基づく補助金等交付申請書
- (3) 第4条第3号の場合 土地区画整理事業助成金交付申請書(第2号様式)及び経費積算内訳書(第3号様式)

(助成の決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合、その内容を審査し、助成を行う必要があると認めるときは、次に掲げる決定通知書により申請者に通知するものとする。

- (1) 第4条第1号の場合 土地区画整理事業技術的援助決定通知書(第4号様式)
- (2) 第4条第2号及び第3号の場合 土地区画整理事業助成金交付決定通知書(第5号様式)

2 市長は、助成を行う必要がないと認めるときは、その旨を申請者に通知するもの

とする。

(助成の変更)

第9条 助成金の交付決定を受けた者は、その内容に変更が生じた場合、土地区画整理事業助成金変更交付申請書(第6号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、土地区画整理事業助成金変更交付決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(進ちょく状況報告)

第10条 事業の進ちょく状況は、土地区画整理事業進ちょく状況報告書(第8号様式)により行わなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書の提出期日は、助成金の交付を受けた年度終了後の5月20日までとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年5月1日から施行する。

(綾瀬市土地区画整理事業助成要綱の廃止)

2 綾瀬市土地区画整理事業助成要綱(平成3年10月1日施行。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱施行の際、現に旧要綱第5条の規定により交付された助成金は、第6条の規定により交付された助成金とみなす。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

土地区画整理事業技術的援助申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者 住所

氏名

印

1. 施行地区の区域

上記区域において土地区画整理法第 3 条第 1 項及び同条第 2 項に規定する土地区画整理事業を施行したいので、技術的援助を願いたく綾瀬市土地区画整理事業助成要綱第 7 条の規定により申請します。

第2号様式（第7条関係）

土地区画整理事業助成金交付申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者氏名

印

年度において次の事業を行いたいので、綾瀬市土地区画整理事業助成要綱第7条の規定に基づいて助成金の交付を申請します。

事業名	
事業の内容 (当該年度分)	.....
交付申請額	千円
助成金の 算出基礎	..... ..... ..... (内訳は別紙のとおり)
添付書類	1 収支予算書

第3号様式（第7条関係）

経費積算内訳書

款	項	金額	内訳
		千円	
合	計		

第4号様式（第8条関係）

土地区画整理事業技術的援助決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のあった土地区画整理事業に係る技術的援助について、綾瀬市土地区画整理事業助成要綱第8条第1項の規定に基づき技術的援助を行うことを決定したので通知します。

- 1 事業名（仮称）
- 2 施行地区の区域（予定）
- 3 施行面積（予定）

第5号様式（第8条関係）

土地区画整理事業助成金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度土地区画整理事業助成金の交付については、綾瀬市土地区画整理事業助成要綱第8条第1項の規定に基づき次のとおり決定したので通知します。

1 事業名

2 助成金額

千円

（内訳）・第6条第1項第1号

千円

・第6条第1項第2号

千円

計

千円

3 助成条件

第6号様式（第9条関係）

土地区画整理事業助成金変更交付申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者氏名

印

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度土地区画整理事業助成金について変更交付を受けたいので、綾瀬市土地区画整理事業助成要綱第9条第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

事業名		
変更を必要とする理由		<hr/> <hr/>
助成金	交付決定額	千円
	変更交付申請額	千円
	差引増減額	千円
助成金の算出基礎		<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

第7号様式（第9条関係）

土地区画整理事業助成金変更交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度土地区画整理事業助成金の変更交付については、綾瀬市土地区画整理事業助成要綱第9条第2項の規定に基づき次のとおり決定したので通知します。

1 助成金額 千円

	第6条第1号	第6条第2号
交付決定額	千円	千円
変更交付決定額		
差引増減額		

2 助成条件

第8号様式(第10条関係)

土地区画整理事業進捗状況報告書

(事業名: )

年 月 日

費目	交付決定 事業費 (A) 千円	契約状況		実施状況		支払状況		年度末までの実施見込額		備考
		契約済額 (B) 千円	進捗率 (B/A) %	実施出来高 (C) 千円	進捗率 (C/A) %	支出額 (D) 千円	進捗率 (D/B) %	実施見込額 (E) 千円	進捗率 (E/A) %	
合計										

(注) 報告書の作成時点は、8月31日及び1月31日とする。